

## 政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県がシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により次のとおり公表する。

平成 24 年 6 月 27 日

富山県知事 石井 隆一

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

富山県農林水産総合技術センター水産研究所 樹木維持管理業務

#### (2) 役務の内容

富山県農林水産総合技術センター水産研究所敷地内の樹木維持管理

- |            |              |         |        |        |
|------------|--------------|---------|--------|--------|
| ・ 薬剤散布     | 松 31本        | 桜 25本   | ヒバ 7本  | モミジ 1本 |
|            | モミ 1本        | 雑木 7本   | ツバキ 3本 |        |
|            | カイツカイブキ 106本 | ツツジ 20㎡ |        |        |
| ・ 雪囲い及び取除き | 松 1本         |         |        |        |
|            | ツツジ 20㎡      |         |        |        |
| ・ 剪定       | 松 5本         |         |        |        |

#### (3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日～平成 25 年 3 月 28 日

### 2 契約の相手方の選定の基準

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシルバー人材センターであること。
- ・ 役務の提供を受ける場所に所在するシルバー人材センターであること。

### 3 契約の相手方の決定方法

- ・ 該当するシルバー人材センターに見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。